

小規模企業共済 掛金月額変更（減額）のご案内

小規模企業共済の掛金については1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できますので、ご契約者様からのお申し出により、減額することが可能となっております。

※共済金を受け取る際は、掛金減額・掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに受け取る金額が少なくなりますが、掛金支払の負担を抑えたい場合は「掛金の減額」をご検討ください。

＜締切及び適用月について＞

小規模企業共済の掛金月額の減額手続き締切日は月により異なりますので、中小機構HPをご確認ください。締切までに中小機構必着で返送いただきますと当月分からの減額適用となります。

https://kyosai-web.smr.j.go.jp/topics/page_00029.html

例：機構着 令和6年1月25日 適用 令和6年1月の掛金より減額
機構着 令和6年1月26日 適用 令和6年2月の掛金より減額

なお、当月分の口座請求金額は変更ができないため、お申込み当月は減額変更前の掛金額の引落しを行った上で、翌月以降の掛金額に充当する調整をさせていただきます。

例：57,000円の掛金の方が10,000円に変更した場合の請求イメージ

※1月減額適用で、1月18日に引落としとなった場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
請求（引落）額	57,000円	請求なし	請求なし	請求なし	請求なし	3,000円	10,000円
充当調整内容	1月から掛金額が10,000円に減額されるため、1月に引落済の57,000円が各月の掛金として充当されます。 充当内訳： 1～5月分 10,000円×5か月=50,000円 6月分 7,000円 そのため、2～5月分は掛金の請求は発生しません。 また、6月は不足分の3,000円が請求されます。						充当処理はありません。

（注）掛金に未納がある場合または当月分以降の掛金に充当すべき前納した掛金がある場合は、掛金の最終充当月の翌月に減額の申し込みがあったものとみなし、その月から掛金月額の減額を適用します。

＜手続き方法＞

「令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」に掲載されている様式「小規模企業共済 掛金月額変更（減額）申込書」に必要事項をご記入のうえ、中小機構（下記）に直接送付してください。

（送付先）〒105-8453 ※レターパック等の追跡可能な方法で郵送されることを推奨いたします。

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課

また、次の「小規模企業共済オンライン手続きポータル」からオンラインにて掛金月額変更（減額）申請ができます。（マイナンバーカードが必要です）

https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/ext/regist-mail-so?riyoCd=RG00226000